

令和 2 年

第 4 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（令和2年第4回海老名市議会定例会第1日）

令和2年11月30日（月）午前9時30分開議

- 日程第1 議案第63号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第64号 海老名市市税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第65号 海老名市消防本部等設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 海老名市火災予防条例の一部改正について
- 日程第5 議案第67号 指定管理者の指定について（海老名市医療センター）
- 日程第6 議案第68号 工事請負契約の締結について（（仮称）上郷河原口線道路新設工事（アプローチ部））
- 日程第7 議案第69号 市道の路線認定について（市道2758号線）
- 日程第8 議案第70号 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第71号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第72号 令和2年度海老名市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第11 議案第73号 令和2年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第74号 令和2年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第75号 令和2年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第76号 令和2年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 6 3 号

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙
のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

租税特別措置法の改正に伴い、諸収入金等に対する延滞金の割合の特例に関し所要
の改正を行うため

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和40年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和48年条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第17条第1項」を「第14条第1項」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の

割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例附則第3項及び第4項の規定並びに第2条の規定による改正後の海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項及び第5項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 6 4 号

海老名市市税条例の一部改正について

海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象を定めたいため

海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第11条（見出しを含む。）中「法附則第62条」を「法附則第64条」に改める。

附則第22条の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症等」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象となる放棄）

第23条 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 6 5 号

海老名市消防本部等設置条例の一部改正について

海老名市消防本部等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市消防署西分署を設置し、海老名市消防署今里出張所を廃止したいため

海老名市消防本部等設置条例の一部を改正する条例

海老名市消防本部等設置条例（昭和44年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表海老名市消防署今里出張所の項を次のように改める。

海老名市消防署西分署	海老名市上今泉2027番地の1	海老名市一円
------------	-----------------	--------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 66 号

海老名市火災予防条例の一部改正について

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

急速充電設備に係る位置、構造及び管理の基準を改め、火災予防上必要な措置を定めたいため

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例

海老名市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停

止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 67 号

指定管理者の指定について（海老名市医療センター）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市医療センターの指定管理者を指定したいため

指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名市医療センター	海老名市さつき町4 1 番地

2 指定管理者となる団体

海老名市さつき町4 1 番地

一般社団法人海老名市医師会

会長 高橋 裕一郎

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 6 8 号

工事請負契約の締結について（（仮称）上郷河原口線道路新設工事（アプローチ部））

（仮称）上郷河原口線道路新設工事（アプローチ部）について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 （仮称）上郷河原口線道路新設工事（アプローチ部）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 一金 1, 6 1 1, 1 7 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市神奈川区金港町 7 番地 3
フジタ・人の森特定建設工事共同企業体
株式会社フジタ横浜支店
執行役員支店長 古賀 雅嗣

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため

参考資料

(仮称) 上郷河原口線道路新設工事 (アプローチ部)

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和2年10月14日
落札決定日	令和2年10月19日
入札回数	1回
設計金額	2,075,678,000円 (税込み)
予定価格	2,075,678,000円 (税込み)
最低制限価格	なし
落札金額	1,611,170,000円 (税込み)
うち消費税相当額	146,470,000円
落札者	神奈川県横浜市神奈川区金港町7番地3 フジタ・人の森特定建設工事共同企業体 株式会社フジタ横浜支店 執行役員支店長 古賀 雅嗣

落札者の構成業者

代表者	神奈川県横浜市神奈川区金港町7番地3 株式会社フジタ横浜支店 執行役員支店長 古賀 雅嗣
構成員	神奈川県海老名市中新田1762番地 人の森株式会社 代表取締役 加藤 政徳

入札状況

業者名	所在地	入札金額 (円)
フジタ・人の森特定建設工事共同企業体 株式会社フジタ横浜支店 執行役員支店長 古賀 雅嗣	神奈川県横浜市神奈川区 金港町7番地3	1,464,700,000 (1,611,170,000)
三井住友・鈴商特定建設工事共同企業体 三井住友建設株式会社横浜支店 執行役員支店長 橋 修一	神奈川県横浜市神奈川区 栄町5番地1	1,498,000,000 (1,647,800,000)
東鉄・関東緑地土木特定建設工事共同企業体 東鉄工業株式会社横浜支店 常務執行役員支店長 飛田 和夫	神奈川県横浜市西区 平沼一丁目40番26号	1,576,000,000 (1,733,600,000)

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

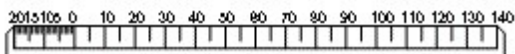
(仮称) 上郷河原口線道路新設工事 (アプローチ部) 概要

- 1 工事件名 (仮称) 上郷河原口線道路新設工事 (アプローチ部)
- 2 工事場所 海老名市上郷地内
- 3 契約期間 本契約締結日から令和6年3月29日まで
(令和2年度～令和5年度継続事業)
- 4 工事概要
 - (1) 工事延長 $L = 257.0 \text{ m}$
 - (2) 工種内訳
 - ア 擁壁工 1式 (コンクリートU型擁壁、プレキャスト擁壁)
 - イ 地盤改良工 1式
 - ウ 附帯工 1式
 - エ 仮設工 1式

案内図



縮尺 1 : 2500



議案第 69 号

市道の路線認定について（市道 2758 号線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

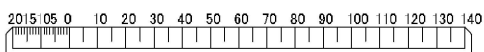
開発行為の帰属に伴う路線の認定のため

案内図

図No.1



縮尺 1 : 2500



議案第70号

海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を海老名市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年11月30日提出

海老名市長 内野 優

記

住 所 海老名市中新田一丁目11番19号

氏 名 平 井 照 江

生年月日 昭和24年10月23日

提案理由

現委員平井照江氏の任期満了（令和2年12月13日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

平 井 照 江 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和45年 3 月	京浜女子大学短期大学部初等教育科卒業
昭和45年 4 月から 昭和53年 3 月まで	海老名市立大谷小学校教諭
昭和53年 4 月から 昭和60年 3 月まで	海老名市立社家小学校教諭
昭和60年 4 月から 平成 7 年 3 月まで	海老名市立杉本小学校教諭
平成 7 年 4 月から 平成17年 3 月まで	海老名市立有鹿小学校教諭
平成17年 4 月から 平成18年 3 月まで	海老名市教育委員会指導室主幹兼指導主事
平成18年 4 月から 平成22年 3 月まで	海老名市立柏ヶ谷小学校教頭
平成22年 4 月から 平成23年 3 月まで	教職員研修指導員
平成23年 4 月から 平成24年12月まで	教育専門指導員
平成24年12月から 現在まで	海老名市教育委員会委員
平成28年 4 月から 平成29年12月まで	海老名市教育委員会教育長職務代理者
令和 2 年 2 月から 現在まで	海老名市教育委員会教育長職務代理者

議案第 71 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市東柏ヶ谷二丁目 12 番 58-504 号

氏 名 藤 田 才

生年月日 昭和 27 年 8 月 27 日

提案理由

現委員藤田才氏の任期満了（令和 3 年 3 月 31 日）に伴い、再推薦したいため

(参 考)

藤 田 才 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和46年 3 月	山梨県立機山工業高等学校電気科卒業
昭和46年 3 月から 現在まで	共和電機株式会社（現株式会社関東日立）勤務
平成10年 4 月から 平成26年 3 月まで	海老名市青少年指導嘱託員
平成20年 4 月から 平成26年 3 月まで	海老名市青少年指導員連絡協議会会長
平成24年 4 月から 現在まで	人権擁護委員
平成24年 4 月から 現在まで	厚木人権擁護委員協議会委員
平成27年 4 月から 現在まで	海老名市総合計画審議会委員
平成27年 4 月から 現在まで	海老名市高齢者虐待対策地域連絡会委員
平成28年 4 月から 平成29年 3 月まで	厚木人権擁護委員協議会会計監査

令和2年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

議案第72号 令和2年度海老名市一般会計補正予算（第11号）

議案第73号 令和2年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和2年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和2年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 令和2年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

令和2年第4回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期17日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
11月30日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
12月4日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時
12月7日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
12月8日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
12月10日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
12月11日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
12月14日	月	委員会	予算決算常任委員会	同
12月16日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分